

現在育児休業中の方は、  
**復職後、次の書類を提出してください。**

1 提出書類及び提出先

状況	提出が必要な書類	提出先
利用中の方・利用が決まった方	復職証明書	保育所等のある区の区役所こども家庭支援課
転園申請中（保留含む）の方	就労（予定）証明書	お住まいの区の区役所こども家庭支援課
利用申請中（保留含む）の方	就労（予定）証明書	お住まいの区の区役所こども家庭支援課

※ 復職後に保育必要量が変わる（保育短時間から保育標準時間に変更する必要がある）場合は、変更を必要とする開始月の前月までに認定変更申請書を提出してください。

※ 「復職証明書」「就労（予定）証明書」「認定変更申請書」は、横浜市ウェブサイトからダウンロードしてください。区役所こども家庭支援課でも配布しています。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuriyou/>



2 留意事項

- 提出が必要な書類について、復職後に雇用主（事業主）に記入してもらってください。
- 利用中の方・利用が決まった方が提出する復職証明書、転園申請中（保留含む）の方が提出する就労（予定）証明書は、復職後2週間以内に提出してください。
- 保育所等の利用が決まった場合には、利用開始月中に育児休業を終了し、利用開始日の翌月1日までに復職していただく必要があります。

例1：4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職する必要があります。復職せず育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

例2：下のお子さんの育児休業中に、上のお子さんが保育所等に在園している場合で、下のお子さんが、4月から保育所等を利用する場合、5月1日までに復職する必要があります。その際、上のお子さんは育児休業要件での利用となっているため、4月は保育短時間認定のまま利用することになりますが、復職後の就労時間が、保育標準時間認定に該当する方に限り3月中に認定変更申請を行うと、上のお子さんも保育標準時間で利用できる場合があります。

【提出先】各区こども家庭支援課 保育担当宛

（市外局番は045）

区名	住所	電話番号
鶴見区	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1816
神奈川区	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7157
西区	〒220-0051 西区中央一丁目5番10号	320-8472
中区	〒231-0021 中区日本大通35	224-8172
南区	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1149
港南区	〒233-0003 港南区港南四丁目2番10号	847-8498
保土ヶ谷区	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6397
旭区	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6173
磯子区	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2435
金沢区	〒236-0021 金沢区泥亀二丁目9番1号	788-7795
港北区	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2280
緑区	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2331
青葉区	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2428
都筑区	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2463
泉区	〒245-0024 泉区和泉中央北5-1-1	800-2413
栄区	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8463
戸塚区	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8467
瀬谷区	〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190	367-5782